



平成28年度入園受け付けが始まります

問い合わせ 教育総務課 ☎0548③1128

市では、園児一人一人が基本的な生活習慣を身に付け、遊びや体験を通して豊かな感性と創造力を育みながら、健やかな成長と「生きる力の基礎」づくりに努めています。

平成27年4月、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の充実を図ることを目指して「子ども・子育て支援新制度」がスタート。幼稚園・保育園・こども園の入園手続きが変更され、教育や保育の必要性に応じた「認定」を受けるための申請が必要となりました。



3つの認定区分

新制度では、お子さんの年齢と保育の必要性によって、次の3つの区分で市の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳から小学校就学前までの子どもで 幼稚園などでの教育を希望する場合	幼稚園・こども園(短時間部)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳から小学校就学前までの子どもで 保育園などでの保育を希望する場合	保育園・こども園(長時間部)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の子どもで 保育園などでの保育を希望する場合	

平成28年度新規入園申し込みの詳細

	1号認定 (幼稚園・こども園短時間部)	2号・3号認定 (保育園・こども園長時間部)
入園基準	満3歳から小学校就学前までの子ども (詳細は各園にお問い合わせください)	0歳(生後6カ月以上)から 小学校就学前までの子ども (家庭で保育ができない状況であること)
受付期間	10月13日(火)~10月23日(金)	10月13日(火)~10月30日(金)
受付場所	各園 または 教育総務課	教育総務課
持ち物	印鑑・申込書類	印鑑・申込書類
申込書類	来年度3歳児に該当する家庭には 各園より事前に郵送します	・教育総務課 ・こども未来課窓口 ・市ホームページ } にて配布します
問い合わせ先	各園 または 教育総務課	教育総務課
申込方法	①入園申込書を各園または教育総務課へ提出 ②市が認定・入園を審査 ③市が認定証および入園決定通知書を交付	①入園申込書を教育総務課へ提出 ②市が認定を審査し、認定証を交付 ③市が家庭状況を確認し、利用調整を実施 ④市から入園決定通知書を送付